

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP） 利益相反マネジメントポリシー

令和4年12月23日
ガバニングボード

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）は、内閣府が、我が国における社会課題の解決や国際競争力の強化に向けて重要な課題を設定するとともに、課題に関連する優れた知見や経験を有する有識者をプログラムディレクター（PD）として任命し、府省や産学官の垣根を越えて、基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進するプログラムである。従って、PDは課題の推進に当たって、業界や組織の枠にとらわれず、社会課題の解決等に向けて、ベストな体制を構築して取り組むことが期待されている。

一方、PDは課題に関連する優れた知見や経験が求められることから、課題に関連する優れた技術開発や事業展開を行う企業、大学、国立研究開発法人（国研）等の組織に所属する者から任命される蓋然性が高いが、その場合には課題の推進に当たって必然的にPDが所属する組織の参加や協力が求められるため、PDの所属する組織との関係での利益相反（※1）による問題が生じうる。

SIPにおいて、PDは内閣府からの任命を基に内閣府の立場として、社会実装に向けた戦略及び研究開発計画のとりまとめなど企画立案に関わる。一方、研究実施者等の選定は社会実装に向けた戦略及び研究開発計画に基づき、独立行政法人である研究推進法人が担うものであることから、結果として研究実施者等が、PDが所属する組織となったとしても基本的には選定時における利益相反による問題は生じないものと考えられる。しかし、PDが社会実装に向けた戦略及び研究開発計画等を通じて課題に関与することによってPDが所属する組織の参加、当該組織のSIPでの活動に対して何らかのバイアスを与えるのではないかと第三者から利益相反についての疑念が持たれかねない。

そのため、これまでのSIPでは、SIP運用指針において、PDが所属する組織への直接的・間接的な資金配分が行われる場合には、都度ガバニングボードに報告し、その意義を説明することと規定していた。しかし、PDやその所属する組織の負担や資金配分に要する期間の遅延が生じることから、実質的にPDが所属する組織への資金配分は困難であり、課題の推進に当たっての支障となっている。

また、サブPDを始めとするPDを補完し、課題運営に関わる関係者においても、その所属する組織との利益相反による問題への懸念から課題の推進に当たっての支障となることがある。

このような状況を踏まえ、SIPにおいて、PDが所属する組織かどうかに関わらず、PDがベストな体制を構築し、課題を推進するため、利益相反による疑念に対する説明責任を果たすことができるよう、利益相反マネジメント（※2）の仕組みを構築することとする。

具体的には、PDやサブPD等の関係者に係る利益相反マネジメントに関して、利益相反マネジメント規則を定め、利益相反マネジメントに係るアドバイザーと第三者委員会を設置し、利益相反による問題が生じうる場合に意見を求めるなどの運用を行う。

※1 SIPにおける「利益相反」とは、SIPの利益とPDやサブPD等の課題の関係者が所属する組織の利益が相反する状態をいう。利益相反があること自体は問題ではなく、PDやサブPD等の課題の関係者が、所属する組織の利益を優先させ、SIPの利益を害する場合に問題が生じる。

※2 SIPにおける「利益相反マネジメント」とは、PDやサブPD等の課題の関係者がSIPの課題の推進に当たって、当該関係者による利益相反による問題を避けるための措置を実施するとともに、当該関係者が利益相反による疑念を持たれかねない場合に説明責任を果たすことができるよう透明性を確保するための必要な手続を実施することをいう。